



へぶちゃん



「知ってる?」「教えて!」

情報セキュリティの話 その3

～ これは本物のメッセージ? ～

パソコンの使用中にいきなり警告音が鳴って操作出来なくなり画面に「ウィルス感染している」と表示されたり、ハッカーを名乗る者から受信者の画像を使用して作ったとするアダルト動画の流出をちらつかせて金銭を要求する被害が後を絶ちません。

独立行政法人 情報処理推進機構 (IPA) で発行している、「情報セキュリティ10大脅威2024」では、個人向けの脅威としてこれらの手口が一時的な流行に留まらず、ここ数年続いており依然として存在する脅威である事を指摘しています。

また、これら個人向け脅威の特徴として攻撃手口が古典的であり手口を知っておくだけで対策となるため、まずその手口について知っておくことが重要であるとしています。

1. パソコンにウィルス感染を示す警告画面が表示され警告音が鳴っている。画面には連絡先として実在する企業名と電話番号が表示されているので、なるべく早く電話を入れるべき?

警告画面は実在の企業を騙る偽画面なので連絡先とされている番号に電話を掛けたり記載されている URL を開く等、表示されている指示に従ってはいけません。電話を掛けるなど指示に従った事によりサポート料金や修復費用を要求されたり、遠隔操作アプリをインストールさせられ、情報漏洩などの二次被害に遭う恐れがあります。もし指示に従ってしまった場合の対応策は、画面を強制終了する、アプリをアンインストールする、システムの復元や初期化を行う等です。

2. ハッカーを名乗る者から自分のスマホをリモート操作し盗み取った自分の画像を使って作成したアダルト動画をばらまくという脅し文句と、そうされたくなければ暗号資産を送金するよう要求する内容のメールを受け取った。画像を流出されたくないの従わざるを得ないか?

多様な脅迫文の中の一つで、性的な内容を含むなど周囲には相談しづらい心境につけ込んだ「セクストーション」という脅しの手口の典型例です。IPA によれば支払いに応じず映像等がばらまかれたという事実は確認されていないとのことです。メールの指示には従わず受信したメールは無視し、もしメールに自身のパスワードの記載があった場合はパスワードの変更を行い同じパスワードを使い回さないことが大切です。

3. 本物のメッセージであるか見分けをつけるにはどうすればよいか?

実在企業を騙るメッセージの場合は、その内容が本当に発信されているかウェブサイトで検索し確認を行ったり、予め正規のアプリをインストールしておき、そのアプリを使ってサービスを参照する事で確認を行うなどしてメールの内容を確かめてみる事です。また、すぐに添付ファイルを開かない、すぐにリンクや画像、URL をクリックしないという操作上の習慣づけを行うことや、パソコンやスマホを最新版の状態にしておき、セキュリティソフトを入れることで有害なサイトやメールを取り込まないようにすることも重要です。

心の片隅に エシカル消費

エシカルとは「倫理的」という意味で、「人や社会、環境に配慮した消費行動」のことを「エシカル消費」（倫理的な消費）といいます。

たとえば、買い物で品物を選ぶときに、価格・品質・安全性のほかに、その品物が作られて手元に届くまでの背景や、それを選ぶ事で世の中に与える影響などについて考えて選ぶといった行為のことです。

そんなちょっとした配慮が、この先の社会を変えていくのかも知れません。

たとえばこんな場面で

買い物をするときに…

- ◆ マイバッグを使う (プラスチック廃棄物の削減)
- ◆ 地元で生産された商品を購入する (地産地消)
- ◆ 地元のお店で買い物をする (地域の活性化)
- ◆ 被災地の産品を購入する (被災地支援)
- ◆ 福祉施設で作られた製品を購入する (障害者の自立支援)
- ◆ 「認証ラベル・マーク」のついた商品を購入する など

日常生活の中で…

- ◆ 食べ残しを減らす (食品ロスの削減)
- ◆ マイボトルを使う (プラスチック廃棄物の削減)
- ◆ 省エネを実践する (環境保全)
- ◆ 物を長く大切に使う など

「認証ラベル・マーク」にはこんなものがあります



エコマーク
(環境保全)



フェアトレード
マーク
(生産者の
生活改善)



レインフォレスト
アライアンス
(持続可能な
農法の実施)



MSC 認証
海のエコラベル
(持続可能な
漁業の実施)



有機 JAS
マーク
(化学物質に頼ら
ずに生産した食品)

ご利用ください！「出前講座」

市内の自治会や老人クラブ、自主グループなどのご要望により、消費生活相談員が講師として地域に出向き、実際にあった相談事例をもとに、消費者被害にあわないためのポイントについて解説します。

【申込み方法】

清瀬市ホームページ内「出前講座」ページのWeb申込フォームにて、メニューNo.14「こんな手口にご用心！」を選択してお申込みいただくか、同じく「出前講座」ページにある「きよせ出前講座申込書」を生涯学習スポーツ課窓口（市役所2階）へ提出してお申込み下さい。

【問い合わせ】

生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ係
042（495）1815・1816

「出前講座」ページ
QRコード



相談急増中！

給湯機などガス器具のメーカーを名乗る者からの電話を受けて器具の点検を依頼した結果、高額な請求をされたという相談が急増しています。

これから年末にかけては、電話や訪問による悪質商法の被害が多くなる時期です。

業者の不意な訪問や電話には対応しない事が重要です。

このような勧誘にあったら業者とは直接話しをせずに、

トラブルになった場合は消費生活センターへご相談下さい。



【自動通話録音機能付電話機等購入費補助金】

高齢者の電話による消費者被害防止のため、市内在住の65歳以上の方が、自動通話録音機能付きの電話機を購入した場合の、購入費の4分の3（上限1万円）を補助します。

申込期限：令和7（2025）年1月31日まで

※ 令和6（2024）年12月31日までに購入したものが対象です。

補助対象機器や申込方法などの詳細は、消費生活センターにお問い合わせください。

この電話は、
録音されます。



消費生活講座のお知らせ ぜひご参加ください！

12月25日（水）第7回消費生活講座 終活講座⑤

いつかは自立できなくなる その前に備えるべきこと

講師：小谷 ^{こたに} みどりさん（シニア生活文化研究所所長）

1月22日（水）第8回消費生活講座 終活講座⑥

実家の土地と家、どうする？

～ 相続のしくみと最近の改正のポイント ～

講師：田口 ^{たぐち しんいちろう} 真一郎さん（司法書士）

2月19日（水）第9回消費生活講座 終活講座⑦

次世代への思いを紡ぐ

～ 遺言書・エンディングノートの勧め ～

講師：泉 ^{いずみ かいち} 嘉一さん（司法書士）

◆ 詳細は市報（12/1号、12/15号、1/15号）にてご覧ください。

消費生活相談

主に消費者と事業者間の契約トラブルについて相談ができます。
消費生活相談員が具体的な解決策をアドバイスするほか、ケースによってはトラブル解決のために事業者との交渉をお手伝いします。

相談専用電話：042-495-6212

※ つながりにくい場合は（代表）042-495-6211へ

相談日：月～金曜日（祝・休日、年末年始を除く）

相談時間：午前10時～正午 午後1時～4時

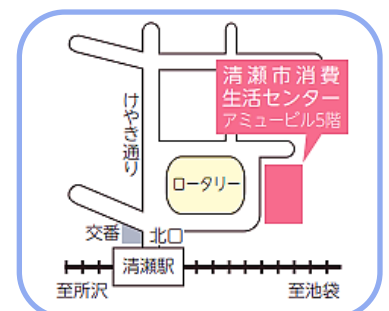
- 対象者は市内在住・在勤・在学の方
- 来所・電話による相談をお受けしています。メール・FAXでの相談はお受けできません。

《発行・問い合わせ》 清瀬市消費生活センター

所在地：〒204-0021 清瀬市元町 1-2-11 アミュービル5階

電話：042-495-6211（代表）

受付時間：月～金（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時



※ 目の不自由な方のために「ちえのわ」の音訳CDを製作しています。ご希望の方はご連絡ください。